

令和2年度  
税制改正に  
対応!

令和2年度版

# 最新企業会計と 法人税申告調整の実務

## 公認会計士による徹底解説

日本公認会計士協会 東京会 編

A5判 596頁 定価：5,000円 + 税



### 本書の特長

- 令和2年度税制改正と最新の会計基準に対応!
- 法人税の申告調整実務について、会計上・税務上の双方から、その留意点を押さえられる!
- 企業の経理担当者や税理士・公認会計士必携の書!

### 目次

#### 第1編 総論

- 第1章 制度改正の歴史
- 第2章 会計基準と申告調整

#### 第2編 勘定科目別論点

- 第1章 流動資産
- 第2章 有形固定資産
- 第3章 無形固定資産
- 第4章 投資その他の資産
- 第5章 繰延資産
- 第6章 負債
- 第7章 純資産
- 第8章 損益
- 第9章 税額控除

#### 第3編 個別論点

- 第1章 組織再編税制
- 第2章 グループ関連税制
- 第3章 仮想通貨
- 第4章 外貨建取引
- 第5章 海外との取引
- 第6章 消費税
- 第7章 税効果会計
- 第8章 過年度遡及
- 第9章 欠損金の繰越控除及び繰戻し還付
- 第10章 修正申告及び更正・決定

#### 第4編 令和2年度税制改正対応

- 第1章 グループ通算制度

- 第2章 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例（オープンイノベーション促進税制）
- 第3章 特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除（5G投資促進税制）
- 第4章 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

#### 付録 災害に関する税制



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 法人税申告調整の実務における重要ポイントを網羅!

第2章 勘定科目別解説

## 1-2 貸倒引当金

**ポイント**

貸倒引当金は資産の貸借対照表価額を適正に表すための評価上の引当金であり、債権の取得価額から控除されるべき貸倒見積高に基づいて算定されるものである。実務上は、売掛債権等に関する申告調整については多くの企業で定着しているところであるが、金融商品に関する会計基準との関連で、時価下落時のゴルフ会員権の処理等実務的に留意が必要な事項が散見される。

### 1. 会計上の取扱い

会計上の貸倒引当金は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において整理されており、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し（会基10号27）、以下のそれぞれの方法で具体的な貸倒見積高を算定する。

債権の種類	貸倒見積高の算定方法
一般債権	貸倒実績率法（会基10号28(1)）
貸倒懸念債権	財務内容評価法（会基10号28(2)）
キャッシュ・フロー見極め債権	キャッシュ・フロー見極め法（会基10号28(2)）
破産更生債権等	財務内容評価法（会基10号28(3)）

### 2. 税務上の取扱い

資本金の額又は出資金の額が1億円以下（同額が5億円以上である大法

第6章 負債

完全支配関係にある法人を除く。）である法人の有する金銭債権について、貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもののその損失の見込額として、各事業年度において損金控除により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時点において当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として以下の表に従って計算した金額に達するまでの額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される（法52②、法96①、法96②、法96③）。

事業年度終了の時点において有する金銭債権に係る債務者について生じた右に掲げる事由に基づいてその弁済を猶予され、又は支払により弁済される場合で、金銭債権の額のうち当該事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなる金額以外の金額（担保権の実行その他によりその取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額を除く）	① 更生計画認可の決定 ② 再生計画認可の決定 ③ 特別清算に係る協定の認可の決定 ④ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの ⑤ 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がこれに準ずるもの
--	---

国内法人が事業年度終了の時点において有する金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがないこと、もしくは、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由により、当該金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合は

実務上の留意点が、根拠法令を含めて明快に把握できる!

178

**具体的な設例で会計・税務・申告までの処理が一目瞭然!**

設例

当社（3月決算）は従来より預託金方式のゴルフ会員権（簿価100,000千円）を保有していたが、20X3年3月末にゴルフ場運営会社から送付されてきた決算書類の内容が大幅に悪化したことから回収可能性に疑義があると判断した。そのため、20X3年3月末に帳簿価額の70%に相当する70,000千円を貸倒引当金の設定対象とした。20X6年になって、会員権相場が回復してきたことから当該会員権を40,000千円で第三者に売却した。（注）優先的施設利用権及び税効果は考慮しない。

### 1. 20X3年3月期の処理

#### A. 会計上の仕訳

(借) 貸倒引当金繰入額	70,000	(貸) ゴルフ会員権	70,000
--------------	--------	------------	--------

※金融商品会計に関する実務解説（日本公認会計士協会「会計実務委員会報告第14号 最新改正分 平成27年1月1日」）  
135. 施設利用権を客体とした株式及び預託保証金であるゴルフ会員権等は、取得価額をもって計上する。それらに時価があるものについて著しい時価の下落が生じた場合、又は時価を把握する

第2章 勘定科目別解説

50/100に相当する金額

第2項に規定される電子債権記録簿による取引停止処分

また、上記の国内法人が有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権で上記の個別評価した金銭債権以外の債権については、貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金控除により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時点において有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として、当該事業年度終了の時点において有する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に貸倒実績率を乗じて計算した金額に達するまでの額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される（法52②、法96⑥）。

### 設例

当社（3月決算）は従来より預託金方式のゴルフ会員権（簿価100,000千円）を保有していたが、20X3年3月末にゴルフ場運営会社から送付されてきた決算書類の内容が大幅に悪化したことから回収可能性に疑義があると判断した。そのため、20X3年3月末に帳簿価額の70%に相当する70,000千円を貸倒引当金の設定対象とした。20X6年になって、会員権相場が回復してきたことから当該会員権を40,000千円で第三者に売却した。（注）優先的施設利用権及び税効果は考慮しない。

### 1. 20X3年3月期の処理

#### A. 会計上の仕訳

(借) 貸倒引当金繰入額	70,000	(貸) ゴルフ会員権	70,000
--------------	--------	------------	--------

※金融商品会計に関する実務解説（日本公認会計士協会「会計実務委員会報告第14号 最新改正分 平成27年1月1日」）  
135. 施設利用権を客体とした株式及び預託保証金であるゴルフ会員権等は、取得価額をもって計上する。それらに時価があるものについて著しい時価の下落が生じた場合、又は時価を把握する

第6章 負債

ことが極めて確実と認められるものについて当該株式の発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には有価証券に準じて減損処理を行う。また、預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には債権の評価額として貸倒引当金を算定する。

### B. 税務上の仕訳

仕訳なし

※法基10号27は法人が資産に計上した入金金については償却を認めないものとするが、ゴルフクラブを製造してはその償却を受けることができる場合における当該入金金に相当する金額及びその貸付たる地位を他に譲渡したことで生じた当該入金金に係る譲渡損失に相当する金額については、その譲渡時、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。  
(注) 預託金ゴルフクラブのクラブ会員権については、退会の原因、預託金の一部返却、破産手続開始の決定等の事由に基づく預託金返却請求の金銭又は一部が償却された場合において、当該償却した部分については、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができると見なされる。

### C. 申告調整の仕訳

(借) ゴルフ会員権	70,000	(貸) 貸倒引当金繰入額	70,000
------------	--------	--------------	--------

(別表四の記載例(抜粋))

区分	総額	処分	
		償却	社外流出
当期利益又は当期欠損の額	1		配当 その他
加算 貸倒引当金繰入額	70,000	70,000	
減算			

(別表五(一)の記載例(抜粋))

### I 利益積立金額の計算に関する明細書

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		期末現在利益積立金額
		減	増	
ゴルフ会員権			70,000	70,000

詳細・お申し込みはコチラ  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)		
書名	価格	部数
令和2年度版 最新企業会計と法人税申告調整の実務 公認会計士による徹底解説	[072686] 定価5,500円(本体5,000円)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円(税込)にてお届けいたします。  
 \*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。  
 \*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 商品到着後請求書により支払います。  
 \*代金引換手数料について  
 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が  
 1万円以下の場合、300円+税  
 3万円以下の場合、400円+税  
 10万円以下の場合、600円+税  
 ※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者  
 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用  
 いただけません。

〒 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ご住所 \_\_\_\_\_

事務所名 \_\_\_\_\_ 公用 私用

フリガナ \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 様  E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様の個人情報の取扱いについて  
 お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daichihokico.jp/support/contact/contact.php）からリダイアルにてご連絡ください。 リダイアル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

**取扱い**

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

■宛先  
 〒107-8560  
 東京都港区南青山2-11-17  
 第一法規株式会社  
 ☎FAX.0120-302-640

書店印

令和2年度版 (072686) 2020.09 HO